

令和5年度兵庫県社会福祉審議会総会 議事要旨

-
- | | | |
|---|------|--------------------------|
| 1 | 日 時 | 令和6年3月28日(木) 10:00～12:00 |
| 2 | 場 所 | 兵庫県公館 第1会議室 |
| 3 | 出席委員 | 別添のとおり |
-

[内 容]

1 部長あいさつ

2 職務代理者の指名

3 各専門分科会の運営状況の報告

- (1) 各所管課より、資料1に基づき運営状況を報告
- (2) 里親部会長より補足

資料1(4)2ページ目下部に参考として記載されている里親の状況について、登録里親数530に比べて受託里親数が150と、一部の里親しか受託できてないように見えてしまう。しかし、これは個々のケースについて、より詳細にどのような貢献をされているかを見ないといけないという議論をしていたところ。本年度最後の里親部会で、1地域だけではあるが、より細かな情報を洗い出したものを提出いただき、里親として登録されたものの、いかなる形でも活動されていないという方はごくわずかであるという実態が明らかになった。受託はしていなくても、一時里親、一時保護等といった形で活動されている方が多い。また、里親に登録して里親を受託してから養子縁組をするという方がかなりおられ、養子縁組をすると里親から外れるため、数が少なく見えてしまうといった事情もある。数字で見るよりも里親の方には貢献いただいているという実態があるので、補足させていただく。

4 県からの報告

- (1) 各課より、資料2に基づき報告
- (2) 質疑

【A 委員】

資料2(3)について、DVに関して今後、男性被害者の観点を入れていく必要があると考えている。県警の調査でも、DVに関する相談の3割が男性からということで、決して無視できない状況になっている。こちらの計画には盛り込むのが難しいタイミングだったかと思うが、男性専用の窓口や施設というものもまだまだの状況だと認識している。県立女性家庭センターという名称では、男性の窓口として認識するのはやはり難しい。これは、私は喫緊の課題だの1つだと思っている。ぜひ今後の方向性として、男性支援の観点も盛り込んでいただきたい。

もう1点、資料2(4)について、厚生労働省が所管している困難な女性への支援だが、家庭と女性を結びつける、子どもと女性を結びつける。言葉は悪いが、女子どものよう

な視点というか、カテゴリー、建付けというのが、もう古いのではないかと思っている。生き方は様々で、女性も未婚、非婚、離別、死別と、様々な困難を抱える中で、ベースには男女の所得格差や経済的困難があると思う。福祉的な観点もちろん大事だが、やはり全体的に、女性の支援ということはもう少し分野横断的に考えていかなければならないと考えている。これも中長期的な話になってしまうが、是非そのような観点を兵庫県も持っていただきたい。

【こども安全官】

DVの男性被害については、県内の相談件数としては30件弱であるが、被害を訴えられている方がいるのは事実。女性家庭センターに男性の方が来所するとなると、保護している女性の方がいらっしゃるため、なかなかそれは叶わないが、SNS、LINE相談等では、男女問わず相談を受け付けていきたいと考えている。また、他部局の取組になるが、県立男女共同参画センターでは男性の相談を受け付ける窓口を設けているので、今後この充実についても図っていきたい。

2点目の家庭と女性を結びつけるということについて、今回「ひょうご困難な問題を抱える女性の支援計画」を策定したので、この計画の執行について引き続き努めていく。また、児童課の名称が今年4月から児童家庭課に変わり、こども安全官という職名がなくなり、新しく家庭支援対策監という職名ができる。今後も、家庭という面からの対策を総合的に充実させていきたいと考えている。只今ご指摘いただいたことについては、それを活かせるように考えてまいりたい。

【B 委員】

資料2(3)6ページの目標4「緊急時の安全確保」のところで、緊急一時保護委託施設が40か所と書かれている。私的な意見になるが、今年の4月から介護保険の改定があり、特別養護老人ホームにおける宿直が必須ではなくなった。特別養護老人ホームにはだいたい宿直室が整備されているので、緊急一時保護や、緊急の困難を抱える女性の緊急シェルター等に利用する等のご協力が可能ではないかと思った。

【こども安全官】

ご意見をありがたく頂戴したい。

【C 委員】

資料2(3)5ページ、資料2(4)5ページの両方に、学生に対する啓発教育について、年35校を目標に実施すると書かれている。これは両方同じものを実施することが想定されているのかなと思うが、この35校というのはどれぐらいの規模感なのか。大学・専門学校等々含めると全部で何校あって、そのうちのどれぐらいの割合を占めるのが35校なのかというのが素朴な疑問としてある。また、誰がどのようなツールを用いて啓発教育を行うのかといった、具体的な見込みがあればお伺いしたい。他の目標にも関わるが、どれぐらいの実現性があるって効果をどれぐらいのものとして見込んでおられる

のか。

【こども安全官】

35校の内訳としては、中学、高校、大学を各10校ずつと、県立大学を5つという形で、35という数字にさせていただいた。確かに学校数からすると非常に小さいが、まずはきちんと現実的に、丁寧に対応できるような形で35校としている。ただ、啓発教育については非常に大事な点であるので、目標数値を上回るような取組をしていくべきだと考えている。また、実施主体としては、従前から実施いただいている民間支援団体を中心に、今後考えていきたいと思っている。より効果的な周知を行うにはどうしたらいいかという点については、今後検討してまいりたい。

【C 委員】

民間団体を使っていただくというのも重要だと思うが、例えばスクールソーシャルワーカーを積極的に活用して研修を行うということも、多くの学校で実施していくのに効果的なのではないかと思う。

【こども安全官】

校長会において、各校の校長先生から学校の状況をお伺いし、スクールソーシャルワーカーをはじめ、どういう方が教育に関わっておられて、一番効果的な方法は何かということについて、検討してまいりたい。

【D 委員】

4月からこども安全官という名前がなくなるのは非常に残念。子ども個人に焦点を当てて、その子どもが安全に過ごせる社会を守っていくという視点が見えなくなってしまう。中に含まれていると言われればそうかもしれないが、家庭を守ることで間接的に子どもを守るということだけではなくて、直接社会との結びつきを作っていく。子どもから見ても、家庭だけではなく、社会と自分がきちんと繋がっていて、守られているという感覚を持っていけるような政策、対策をしていくことは、現在も今後も、非常に大事だと思う。名前が家庭支援対策官になってしまうと、どうしてもそういった理念が見えにくくなってしまう。色々な機会に、名前は変わったけれども、以前の信念はきちんと実現していかなければならないとか、子ども個人個人の人権を大切にするという視点を大切にしていきたいとか、何らかの形で補足していかないと、名前が変わって消えていってしまうことがあってはならないと思う。女性、男性という言葉も、やはり同じような意味があって、多様性の中で、女性あるいは男性というカテゴリーだけでは捕えられない方々もおられる。その場合も、全ての個人の人権を大切に守っていくという観点を持ちながらやっていくということが必要。暴力の問題も「女性だから」「男性だから」というカテゴリーではなくて、全ての個人に対する暴力をどう防ぐかという観点が必要になってきているし、今後さらに必要になる時代がやってくると思うので、兵庫県もその辺を見据えて、名前に縛られないでいただけたらありがたい。

【こども安全官】

個人的なことではあるが、来年度こども安全官から児童家庭課長になる。DV は新しくできる家庭支援対策官が担当することとなるが、虐待等については私が引き続き担当するので、委員がおっしゃった理念については引き続き大事にしていく。また、きちんと対策が取れるような形で対応していきたい。

【E 委員】

資料2(4)5ページの「DV防止に向けた啓発・教育の推進」について、35校には、総合学習等の授業時間を使って啓発をされるのか、チラシなどを配布しての啓発にとどまってしまうのか。また、35校以外の学校に対して、私は幼・小、中学からしっかりやっていただきたいと思うが、そういうところに対する啓発は、チラシ等を活用して実施いただけるのか伺いたい。

【こども安全官】

デートDVについては、授業の一環として時間を取り、講座を設けて説明をしていきたいと考えている。35校以外に対しても周知は広く進めていきたいが、方法については、若者が一番受け取りやすいのは何か、学校の先生とも相談したい。小さいカードがいいのか、チラシがいいのか、はたまた今はネットの時代だから、ネットがいいのか。そこは教育機関の方々とよく相談して、効果的な啓発方法を考えてまいりたい。

【F 委員】

デートDVについて、赤穂市では中学生等を対象に、各校で学生さんに役割分担をして寸劇を演じてもらうという啓発をしている。また、それだけでは足りないので、カード等も配布したらどうかという話もある。若いうちにDVとはどういうものか具体的に分かっていたくようにした方が、将来的にいいと思う。

【こども安全官】

頂戴したご意見を参考に進めてまいりたい。

【G 委員】

本日、新しい計画をたくさん報告いただいた。各計画に沿ってしっかりとやっていただきたい。たくさん計画があるので大変だと思うが、それだけ課題が多いということでもある。それはそれとして、やはり計画を作る際は、過去の検証というのが非常に重要だと思う。ちょうど1年前の総会で、新型コロナ感染症がまだ5類になっていなかった頃だが、新型コロナの社会福祉、高齢者施設や障害者の行動等に対する影響はどうなんでしょうとお伺いしたが、その際に、それはコロナ禍が終了したら検証しますという回答をいただいた。新型コロナ対策の検証は社会福祉審議会ではなく、県全体で実施されると思うが、やはり社会福祉の中で、高齢者施設で認知症の方が増えたとか、障害者の方への対応に問題があったとか、そういうことをきちんと検証した上で、今後備えていく必要があると思う。そういう意味で今、コロナ対策についてどのように考えてお

られるのか、報告いただきたい。

【福祉部長】

新型コロナ対策については、危機管理部で新型コロナ対策検証プロジェクトチームを作り、検証させていただいた。その中で福祉部として、福祉施設の状況等の資料提供を行った。全体をとりまとめた報告書が県ホームページに掲載されているので、またご覧いただけたらと思う。新型コロナ対策は福祉だけではなく様々な分野に横断的にまたがるため、危機管理部で全体を取りまとめる形で対応している状況である。

【福祉部次長】

新型コロナ対策検証会議に委員として出席し、施設、特に高齢者関係施設における感染予防のことや、面会が最初なかなかできなかったが、時間が経つてくるとオンラインで面会ができるところが増えたことなど、現状を含めて検証を行った。その中で課題として考えられたのが、コロナ禍が長期に渡ったため、入所されている方のQOL、普段からの生活の質そのものが少し低下してきたということだった。また、社会福祉協議会で生活福祉資金の貸付をどんどん実施したところ、いざ返済になると皆さん大変な状況にある。社会福祉協議会の方にもご協力いただき、貸付とともに、その方々1人1人の状況に寄り添った支援を伴走してやっていかないといけなかった、等の検証を行った。

【G 委員】

検証はひとまず終わっているという認識でよいのか。

【福祉部次長】

この場でご報告しなかったのが恐縮であるが、検証は終わっており、県ホームページに報告書等が掲載されている。

【福祉部長】

全 81 回の新型コロナウイルス感染症対策本部会議の関連資料のアーカイブと合わせて、検証報告書を県ホームページで配信しているので、是非皆様にご覧いただきたい。